三星化学工業労災事件（損害賠償請求事件）、
福井地裁判決にかかる声明

１　福井地方裁判所（裁判長武宮英子、裁判官松井雅典、裁判官浅井翼）は、本年５月１１日、三星化学工業労災事件（損害賠償請求事件）について、原告らの請求を認め、三星化学工業株式会社に対し、損害賠償を命じる判決を言い渡した。

２　本件訴訟の原告ら４名は、長年にわたり、三星化学工業株式会社の福井工場で勤務し、染料の中間体を製造する作業工程において、オルトートルイジンに曝露された。原告らは、最初の曝露から約２０年、あるいはそれ以上の期間にわたる曝露を受け、２０１５年以降、相次いで膀胱がんを発症し、いずれも労災認定を受けた。

原告らは、入院して膀胱がんを除去する手術を受けたものの、退院後も、大いに苦痛を伴う検査通院を余儀なくされ、今尚、膀胱がんが再発するのではないかという不安と恐怖を抱えている。

原告らは、オルトートルイジンの曝露による膀胱がんの発症について、三星化学工業株式会社に安全配慮義務違反があったとして、その責任を追及すべく、２０１８年２月２８日、本件訴訟を提起した。

被告の三星化学工業株式会社は、安全配慮義務違反はなかったと主張し、徹底して争う姿勢を示した。

３　本判決は、「生命・健康という被害法益の重大性にかんがみ、化学物質による健康被害が発症し得る環境下において従業員を稼働させる使用者の予見可能性としては、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない」として、予見については皮膚吸収による発がんの可能性の具体的な認識が必要だとした被告の主張を排斥した。

そのうえで、２００１年当時までに、被告が入手していたSDSにはオルト―トルイジンの経皮的暴露による健康障害についての記載があり、工場長が発がん性を認識していたなどとして、予見可能性を肯定した。

被告の結果回避義務については、平成１３年以後、オルト―トルイジンに経皮暴露しないよう、不浸透性作業服等の着用や身体付着時の措置についての周知を徹底させるべき義務があったことを前提に、半袖Ｔシャツでの作業や身体に付着した場合に洗い流す運用が徹底されていなかったなど、作業工程を改善しなかったことについ、三星化学工業株式会社の安全配慮義務違反を認め、その責任を断罪した。

本判決は、我が国の労災事案としては、新しく問題とされるようになった、オルトートルイジンの曝露と膀胱がんの発症という類型について、２０１６年労災が認められ最終的な法規制が２０１９年にようやくされた中、それを２００１年の段階にあっても予見可能性・回避義務があったとして少なくとも１５年間責任の発生時期を遡らせたこと、その際、確実とまではいえない発がん情報であった

としても、企業が有するSDSによって発がんのリスクを知りえたことをもって責任を問える根拠として企業の安全配慮義務違反の責任を認めた点で、画期的と評価できる。

４　原告らは、国の規制が遅れたことをもって責任がないと主張してきた三星化学工業株式会社が本判決の指摘を真摯に受け止めて、今後は二度と労災の被害者を出さないよう、安全配慮の姿勢に立ち返ることを願うとともに、本判決が全国の化学工場で働く労働者にとって職業がんの被害を防ぐための警鐘となることを願って、最後まで、たたかい抜く決意があることを表明するものである。

２０２１年５月１１日

三星化学工業労災事件（損害賠償請求事件）原告ら及び弁護団一同